

第202400200931号

令和6年11月29日

鳥取空港ビル株式会社

代表取締役 中島 文明 様

鳥取県輝く鳥取創造本部長 遠藤 俊樹

(公 印 省 略)

鳥取空港特定運営事業等に関する中間評価の結果について (通知)

鳥取空港の運営については、日頃、格別のご理解とご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの鳥取空港特定運営事業等中間評価委員会（第2回）（令和6年9月18日（水）開催）において、事業実施状況をご説明いただいたところですが、その後の同委員会（第3回）（令和6年10月23日（水）開催）を経て、令和6年11月25日（月）に同委員会委員長から本県に対し、別添「鳥取空港特定運営事業等に関する中間評価（答申）」（以下「答申」という。）が提出されました。

この答申においては、貴社が令和3年度の中間評価の結果を踏まえ指摘事項の改善に真摯に取り組まれてきたことが高く評価されている一方で、取り組み始めたばかりの空港と周辺観光地等との二次交通の改善や空港DX化等に係る今後の成果への期待、人材確保・人材育成等の面での課題の指摘等が含まれています。また、同答申には、令和9年4月開始予定の第2期コンセッションにつながる技術力・組織力の強化やブランド戦略の導入等に係る新たな取組の提案もありました。

については、この答申の内容を踏まえ、残る事業期間において、さらなる安全・安心の確保、さらなる空港活性化・業務効率化を目指し、不断の努力を積み重ねていただきますようお願いいたします。

一方、このたびの中間評価では、答申の付録に示す評価対象期間のとおり評価の対象外でしたが、貴社が第三者に委託して実施する第三者モニタリングについて、令和6年10月10日（木）に貴社から本県に提出された令和5年度実施の第三者モニタリング結果報告書からは、第三者モニタリングの実施内容（実施者、実施項目及び実施方法等）が要求水準（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第22条第1項に規定する鳥取空港特定運営事業等の業務の基準）を満たしていることが確認できませんでした。

については、今後、要求水準を満たす第三者モニタリングを適切に実施するよう改善をお願いします。

(担当)

交通政策課 空港振興室 柏木・櫻井

電話 0857-26-7667